

令和7年度CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業
のうちCLT・LVL等の利用拡大のための環境整備
(持続可能な木材供給・利用の環境整備)

(別冊2)

持続可能性に配慮した 木材供給・利用に係る事例



持続可能性に配慮した木材の供給・利用に係る事例 事例紹介における各区分およびテーマ



- 本事例は、文献調査等および聞き取り調査(事例調査およびヒアリング)の結果より、持続可能性に配慮した木材供給・利用を行う事業者の現場実態の一例また事業の取組例として整理した※。

※【川上 1.】および【評価機関等 16.および17.】は、文献調査等の結果である。

- 大まかに4つの項目(取組の背景、取組の内容、情報伝達の方法等、今後の取り組み)で内容をまとめた。

【川上(森林経営・素材生産)】持続可能な木材(丸太)の供給を求められた場合

1. 佐伯広域森林組合
2. 田島山業株式会社
3. 登米町森林組合(登米市森林管理協議会)
4. 有限会社二和木材
5. 南三陸森林管理協議会

【川中(木材加工・流通)】持続可能性に配慮した木材・木材製品を調達する場合

6. 岩手県森林組合連合会(岩手県森林再生機構)
7. 齋藤木材工業株式会社
8. ノースジャパン素材流通協同組合

【川下(建築事業者等)】建築物に持続可能性に配慮した木材を調達する場合

9. 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社
10. 大成建設株式会社
11. 株式会社竹中工務店
12. 三井不動産株式会社

【最終需要者(建築主等)】建築物に持続可能性に配慮した木材を調達する場合

13. 東京海上日動火災保険株式会社
14. 三菱地所株式会社・三菱地所レジデンス株式会社

【評価機関等】持続可能性や生物多様性に関する取組

15. 一般社団法人全国木材組合連合会
16. 一般社団法人CDP Worldwide-Japan
17. TNFDコンサルテーショングループ・ジャパン



【川上(森林経営・素材生産)】持続可能な木材(丸太)の供給を求められた場合 佐伯広域森林組合



(1) 取組の背景

持続可能な森林経営を目指して「佐伯型循環林業」という50年を1サイクルとする独自の循環型林業システムを構築。大型パネル工法の普及推進を通じて、マーケットイン手法を導入し、国産材の付加価値向上を指向。

(2) 取組の内容

令和5(2023)年6月、ウイング株式会社(住宅部材メーカー)、ウッドステーション株式会社(大型パネル加工業者)、佐伯市とともに「佐伯市産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」を締結。4者によるこの協定は、佐伯広域森林組合における再造林率を100%とする目標を掲げており、大型パネルの製品価格に再造林費用を含むことで、再造林にかかる素材生産者の負担を軽減し、森林資源の循環利用を促進。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

川下であるウイング株式会社を求める品質、量(年間取引量目標:1万m³以上)、再造林費用を含む価格条件、合法伐採木材であると証明可能な情報(協定の前提条件)

イ. 情報の取扱い方法

ウッドステーション株式会社が仲介役として川上の情報を収集し、川下に提供するとともに、必要に応じて関係者の協議の場を設定し、情報の円滑化に注力。川下が合法伐採木材を必要とするタイミングについても川上に情報共有し、供給体制を支援。

ウ. その他

佐伯市は、佐伯広域森林組合が活用可能な補助事業等に関する情報提供を行うとともに、当該協定に基づく市産材利用の取組を情報発信。

4. 今後の取組

大規模製材工場の活用により、年間12万m³の丸太消費量を維持し、需要に応じた安定供給を継続。合法木材である佐伯市産材の意義やメリットの情報発信を行うことで積極的な活用を推進し、地域経済の活性化からカーボンニュートラルに寄与する持続可能な林業経営のビジネスモデルを確立。

出典:佐伯市産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定について:<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0038245/index.html>,

出典:再造林型木材取引協定-佐伯広域森林組合:<https://www.saikiforest.or.jp/top/saizourin/>,



(1) 取組の背景

令和2(2020)年の線状降水帯による激甚災害、自社林の被災を契機として、森林の多面的機能可視化/収益化を目指し、J-クレジットや生物多様性保全等による自社林の付加価値向上を指向。

(2) 取組の内容

間伐による長伐期施業を基本方針としつつ、主伐地に関しては100%再造林を実施している。令和3(2021)年度にJ-クレジット制度プロジェクト登録し、同社の森林による二酸化炭素吸収量を可視化。また、J-クレジット創出地でもある1.64haの森林(大分県日田市)において、環境省の定める『令和5年度前期自然共生サイト』として認定を受け、企業や大学と連携した動植物モニタリング調査を実施することで、生物多様性保全を推進。

ア. 情報の内容

環境省の30by30推進プログラム認定(自然共生認定サイト、マッチング、支援証明書)、J-クレジット制度認定、企業/大学と連携した生物多様性モニタリング情報

イ. 情報の取扱い方法

- ◆ 供給木材に関して、持続可能性が担保されていることを証明(伐採届、森林経営計画他)
- ◆ 多面的機能に関する情報(環境省30by30推進プログラム、J-クレジット制度HP、自社HP他)
- ◆ メディア取材による情報発信(読売新聞、大分合同新聞他)

ウ. その他

令和6(2024)年にはJ-クレジットをLINEヤフー株式会社など複数社に販売、また株式会社ソラシドエアとの包括的連携協定等による企業の森づくりを実施。脱炭素や生物多様性保全の取組みを、今後も定期的に情報発信予定。

4. 今後の取組

土壌保全機能、水源涵養機能といった森林の役割を「見える化」しつつ、森をフィールドに関わって頂いた方々と“楽しさ”を備えたサステナビリティ活動を推進。“魅せる森づくり”へ、趣旨に賛同する企業などから資金を調達し、持続可能な林業経営のビジネスモデルを構築。



【川上(森林経営・素材生産)】持続可能な木材(丸太)の供給を求められた場合 登米町森林組合(登米市森林管理協議会)



(1) 取組の背景

令和2(2020)年の東京オリンピックをきっかけとして、地元の木材のPRのために認証材の必要性が高まり、南三陸に倣って平成28(2016)年に登米市有林2,717haのFSC森林認証を取得(近隣森林組合等とのグループ認証により、現在は7,811ha)。同時に、森林認証材の流通を一元管理するため、登米市森林管理協議会を設立。

(2) 取組の内容

平成29(2017)年に、FM認証の手続を行う事務局を登米市、素材流通をとりまとめる流通事務局を生産森林組合で分担することで効率化。石巻合板工業がCoC認証を取得していることから、協議会として協定を締結して市内森林組合の流通を一元管理することで、毎年安定的な認証材の生産・販売流通が可能となった。この仕組みを発展して、商社やデザイン関係との協業により認証広葉樹材の高付加価値化と販路開拓、さらにはFSCプロジェクト認証による公共施設やJAの大型案件に木材を供給して、安定供給と山への還元を実現(下図)。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

FM認証、CoC認証他

イ. 情報の取扱い方法

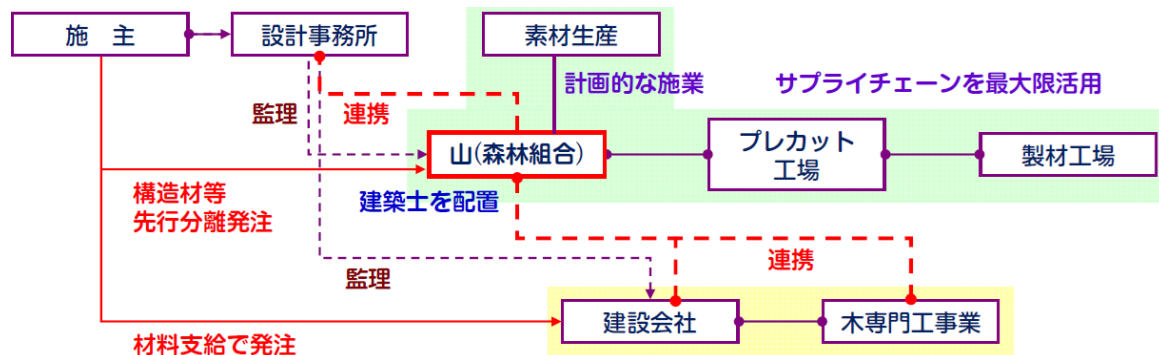
山(森林組合)をハブとして、CoC認証情報により各事業者を繋いで木材流通をコーディネート

ウ. その他

大規模受注についても、南三陸町のFSC認証材と共同の供給体制により対応

(4) 今後の取組

持続可能な木材供給に向けた多角的な取組を加速(認証林面積の拡大、広葉樹活用の強化等)するとともに、地域資源を最大限に活用しながら次世代へと引き継ぐことで、趣旨に賛同する企業などからの受注を拡大し、持続可能な林業経営のビジネスモデルを確立。



出典:登米森林組合担当者より提供資料(2024.12)

図 材工分離～山がコアとなり進める新たな取り組み



(1) 取組の背景

岩手県滝沢市(本社工場)および矢巾町(第二工場)を拠点に、伐採から再生林まで一貫して手がける林業・木材加工事業体。森林経営計画対象の森林(550ha)でSGEC-FM認証を取得し、さらに2工場でSGEC-CoC認証も取得し、認証材として供給可能な体制を早期に整備。近年、大規模建築物を中心に認証材需要が高まる中、原木消費量の増加や産地・認証情報の重要性の向上を踏まえ、需要に応えられる管理・供給体制を強化。

(2) 取組の内容

素材生産側では、550haの管理森林におけるSGEC基準による施業を継続し、年間約2万m³の素材生産と約100haの再生林を実施する体制を構築。加工側では、自社2工場で年間6万m³の原木(うち岩手県産材が8割)を消費し、製紙用・燃料用チップ、構造材、ラミナ等の製造を行うことで、多様な用途に対応した供給体制を確立。さらに、SGEC-FMとSGEC-CoCを一体的に運用することで、丸太から製材品まで一貫した認証材供給を可能とする管理体制を整備。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

SGEC-FM認証、SGEC-CoC認証、原木および製材品に関する認証情報(認証番号・対象区分)、必要に応じた認証マークの提示、産地情報(岩手県産材・市産材 など)

イ. 情報の取扱い方法

- ◆ 納品書に認証番号等を記載し、必要に応じて認証マークを付して提供することで、販売先が広告・広報資料等に活用できる情報を提供できるよう工夫。
- ◆ 施工段階で認証材要求が後から判明する場合を踏まえ、需要者と流通関係者の間で認証情報が途切れないよう情報共有を徹底。

(4) 今後の取組

大規模建築物を主対象とする認証材販売戦略を継続。認証材は平均約5%、良好な取引では5~10%の価格上乗せが可能な一方、流通段階が増えると付加価値が希薄化する構造に留意して取組を推進。年間約50万円の認証維持費用は、大規模物件受注時に回収可能との見通し。



(1) 取組の背景

東日本大震災をきっかけに南三陸町の在り方を検討し、山側の責務は「持続可能な森林管理」であるべきと結論付け、FSC認証の取得を決意。平成27(2015)年に、森林経営計画がある町有林と森林所有者が、南三陸森林管理協議会(以下、「協議会」という。)を設立し、県内初のFSC認証を共同認証により取得。令和6(2024)年12月時点のFSC認証林の面積は2,579haであり、そのうち2,471haが2024年前期に自然共生サイトに登録。一部の認証林でJ-クレジット創出。

(2) 取組の内容

令和5(2023)年には、協議会のFSC認証林でWWFと共同でTNFDが推奨するLEAPアプローチのパイロットプロジェクトを実施。FSC認証とLEAPアプローチの審査項目の高い整合性や、求められる情報の類似性を確認。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

伐採届、森林経営計画、LEAPのフォーマット、FSC審査レポート、自然共生サイト情報等

イ. 情報の取扱い方法

川下側からTNFD開示のためにLEAP※に沿った質問票への回答要請がある場合、事業内容の自然関連の依存やインパクト、リスク、機会を特定し、重要度を明確にした上で情報提供

※ LEAPは情報開示ツールの一例であり必須ではない。



出典:WWFジャパン公式HP:<https://www.wwf.or.jp/activities/activity/5391.html>

図 TNFDが動き出すと想定される社会の動きの取り扱いイメージ

(4) 今後の取組

今後より一層持続可能性を担保するための情報開示が求められることを認識しており、FSC認証に留まらず、多様な自然情報の提供に対応可能な体制を強化。イヌワシ生育環境再生プロジェクトをきっかけに、関心のある企業との木材取引にもつながったことから、生物多様性保全に賛同する企業などと連携して持続可能な林業経営につなげるビジネスモデルを拡大。



【川中(木材加工・流通)】持続可能性に配慮した木材・木材製品の調達をする場合 岩手県森林組合連合会(岩手県森林再生機構)



(1) 取組の背景

県内18森林組合を束ね、共販・直送・技術支援を通じて木材流通の中核を担う広域組織。平成26(2014)年からのWeb入札導入によるデジタル化を推進するとともに、合法性確認、岩手県産材証明制度、GHG算定情報整備等の情報管理体制を強化。一方で、県内の再造林率が約2割にとどまる状況を踏まえ、林業・木材産業関係団体等で構成する「岩手県森林再生機構」が設立され、同連合会が事務局を担当。

(2) 取組の内容

合法木材認定事業者約150社の書類確認体制を整備し、岩手県産材証明書を共販・直送双方で発行。バイオマス向けGHG算定情報の収集や検知作業における専用アプリ導入等による寸面データ・写真情報の即時取得と一元管理を実施。あわせて、機構事務局として原木1m³あたり最大50円の協力金を積み立てる岩手県森林再生基金を運営し、再造林経費の助成事務を担う。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

- ◆ 搬入開始届、伐採及び造林の届出書(適合通知書)、保安林伐採許可書、立木伐採許可書等の合法性確認書類
- ◆ バイオマス燃料向けGHG算定に必要な輸送距離等の情報、検知作業で取得した寸面データ・写真情報、共販・直販システムにより生成される材質情報・入札情報・精算データ・実績データ

イ. 情報の取扱い方法

- ◆ 提出された合法性関連書類については、専任担当者が確認し、専用端末で整理したうえで需要者に提供
- ◆ 産地証明書制度に基づき、伐採地まで遡れる形で整理し、補助金申請や需要者の指定に応じて適宜提供
- ◆ 検知データはシステムに即時反映され、共販・直販での情報公開や精算処理に活用
→これらの情報は、Web共販・直販システムを通じて関係者へ共有され、流通段階での確認作業や取引に利用

(4) 今後の取組

合法性確認・産地証明・GHG算定など多様な情報要求への対応強化を軸とした情報管理基盤を改善。また共販・直販システムの利便性向上を通じた流通の効率化や適切な森林管理に関する情報発信を推進。

また、機構事務局としての再造林支援を継続。



(1) 取組の背景

信州カラマツを主原料とした製材・集成材加工を中心に、地域材の利用拡大を担う加工事業者として事業を展開。早期からの森林認証制度への対応によるSGEC-CoC認証取得と、それを基盤とした持続可能な生産・流通体制を整備。非住宅建築を含む認証材需要の高まりを受け、川上原木を川下需要につなぐ加工供給機能を強化。

(2) 取組の内容

月約1,000m³の原木受入による人工乾燥・ラミナ加工を通じた認証材ストックを確保。丸太の長期保管が難しいことから、ラミナの在庫確保による安定供給体制を構築。SGEC-CoC基準に基づく100%分離管理により、工程・在庫段階で認証材を明確に区分し、社内の材料報告による使用量管理を徹底。さらに、東信木材センターとの連携を通じたFM認証材の集荷体制整備により、川上から川下までの認証材供給を円滑にする仕組みを構築。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

- ◆ SGEC出荷証明書、産地証明書、合法性確認書類
- ◆ 経営計画に基づく再造林に関する情報、材料報告・使用量管理情報、認証材・一般材の分別管理情報

イ. 情報の取扱い方法

- ◆ SGEC認証材：出荷時にSGEC出荷証明書を添付し、認証番号・対象区分を明示して提供。
- ◆ 産地証明：東信木材センターが発行する証明書を紙またはPDFで提示し、需要者の確認に対応。
- ◆ 再造林情報：需要者から求めがあった際に経営計画に基づいた再造林について、説明可能な体制を整備。
- ◆ 認証材と一般材は100%分離で保管し、社内で材料報告や使用量記録を行うことでトレーサビリティを確保。

(4) 今後の取組

認証材の安定供給体制の構築を最重要課題とするとともに、東信木材センターをハブとした連携体制を強化し、広域的な集荷体制の整備を推進。認証材丸太を一般材より高値で購入する方針を通じて山側に経済的な評価を示し、安定需要の見通しを共有することで、FM認証材の供給拡大を支援。



【川中(木材加工・流通)】持続可能性に配慮した木材・木材製品を調達する場合 ノースジャパン素材流通協同組合



(1) 取組の背景

クリーンウッド法に基づく第1種木材関連事業者として、組合員が生産する原木の合法性確認の実効性向上を目的として、単なる書類提出にとどまらず、取り扱う木材の由来等のや更新予定を含めた情報を整理・管理し、継続的に合法性を確認できる体制を構築。

(2) 取組の内容

組合員から提出される証明書類を収集し、紙での確認に加え、PDF化してデータで一元管理。独自様式「納入開始届」により、伐採地(林小班)、伐採種別、面積、期間、更新方法・予定時期等を整理。土場ごとに管理番号を付し、証明書類と紐づけて情報の追跡が確認可能な管理体制を整備。必要に応じた現地確認も実施。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

- ◆ 伐採適合通知書や保安林伐採許可書
- ◆ 国有林との立木売買契約書等
- ◆ 納入開始届(右図)
- ◆ 更新方法および更新予定時期、出荷単位情報

イ. 情報の取扱い方法

- ◆ 出荷伝票に土場名を記載し、関連する証明書類および納入開始届を販売先へ提供。
- ◆ 販売先が土場名を参照することで、当該原木に係る証明情報および更新予定情報を確認可能。

(4) 今後の取組

書類管理および土場単位整理の徹底により合法性確認の確実性を向上させ、サプライチェーン全体における情報の透明性と信頼性の底上げを図る。

出典:ノースジャパン素材流通協同組合より提供資料

納入開始届

【令和7年4月1日施行 改正クリーンウッド法対応】 ※必ず納入前にご確認ください。
 ノースジャパン素材流通協同組合 行
 FAX: 019-654-8533
 メール: eigyou-k@soryukyo.or.jp

通称土場名 出荷市町村 組合員番号
※納品書山土場名と一致させてください

納入開始日 令和 年 月 日 ()
 納入終了予定 令和 年 月

※以下の該当する項目に必ずお願います

用材 ※伐採種別記載を添付してください

バイオマス材 ※伐採種別記載および伐採面積記載を添付してください

納入先
 区分 + 規格
 間伐材等由来 "32円材" 国有林材 保安林材 間伐材
 一般木質 "24円材" 経営計画林材 その他証明材 (付帯性年数等以下であること)
 一般木質 "24円材" その他証明材 (上記"32円材"以外の国有林材・屋敷林等) 製材等残材

松くい虫被害木あり
※1ありの場合、以下に記入してください

アマツ伐採期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月
※ただし6月～9月は伐採できません
 アマツ伐採込み伐採量 m

購入等により入手した原木あり(クリーンウッド法に基づく伝達事項)
 合法証明/バイオマス証明 団体認定番号()

原材料情報
 A. 全ての原材料情報を収集済みです
 B. 第1種として合法性確認を行った木材の原材料情報は全て収集済みです(原木市場等第1種事業者から入手した材が混在する場合)
 C. 第2種木材関連事業者の取扱い木材等です(原木市場等第1種事業者から入手した材のみの場合)

合法性確認結果 合法性確認木材等です

備考

※本開始届は合法証明、木質バイオマス証明 および 改正CW法における原材料情報の確認に使用します。
 ※07年6月改訂

ノースジャパン素材流通協同組合 原木納品書 [共同販売用]

年 月 日 組合員No. No.
 御中 出荷者
 合法木材 認定番号
 原木の出伐地 市町村
※荷下しの有無は土場により異なります
 伐採表示チャータの色 () 山土場名 出伐・間伐その他
 運送業者
 運転者名 車種

樹種	長さ	材積	樹種	長さ	材積	樹種	長さ	材積
2.0	m		4.0	m				
原簿 本数	材積	原簿 本数	材積	原簿 本数	材積	原簿 本数	材積	原簿 本数
14 0.039		14 0.078		14		14		14
16 0.051		16 0.102		16		16		16
18 0.065		18 0.130		18		18		18
20 0.080		20 0.160		20		20		20
22 0.097		22 0.194		22		22		22
24 0.115		24 0.230		24		24		24
26 0.135		26 0.270		26		26		26
28 0.157		28 0.314		28		28		28
30 0.180		30 0.360		30		30		30
32 0.205		32 0.410		32		32		32
34 0.231		34 0.462		34		34		34
36 0.259		36 0.518		36		36		36
38 0.289		38 0.578		38		38		38
40 0.320		40 0.640		40		40		40
42 0.353		42 0.706		42		42		42
44 0.387		44 0.774		44		44		44
46 0.423		46 0.846		46		46		46
48 0.461		48 0.922		48		48		48
50 0.500		50 1.000		50		50		50
合計		合計		合計		合計		合計

※上記の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法に伐採されたものです
 ・上記の原木は、合法性確認木材です
 ・第1種として合法性確認を行った原木の原材料情報は、全て収集済みです



(1) 取組の背景

平成29(2017)年に、森林パートナーズ株式会社を創業し、林業に利益が還元する仕組みづくりに着手。

(2) 取組の内容

川上から川下をつなぎ需給取引情報を事業者全体で共有するプラットフォーム『森林再生プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という。)]を構築。このプラットフォームは、工務店への木材の安定供給、消費者へ履歴が見える木材の供給に寄与するとともに、工務店の直接原木購入によって山元へ利益還元。また、物流と商流の循環の回転を速めるため、プレカット工場で具体的な物件の施工が始まったタイミングで、工務店から製材所にも山元にも代金を支払う形になっており、プラットフォームの情報を介した関係者の信頼関係を向上。

(3) 情報伝達の方法等

ア. 情報の内容

構造材のトレーサビリティ情報として、二次元コード、ICタグを活用して詳細な木材情報(右図)の公開。

イ. 情報の取扱い(入手)方法

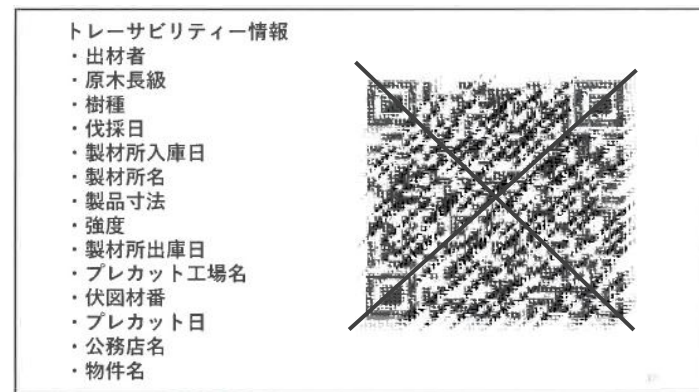
工務店が、施主から得た木材需要情報をプラットフォームに流し、プラットフォームから迅速にプレカット工場/製材所/山主に情報共有。

ウ. その他

情報のうち、開示した場合に木材の取り扱いが煩雑化、施主の不信(誤解)等が予測される項目(木材の強度や含水率等)については開示を限定する等留意して情報開示。

(4) 今後の取組

現在は木材1本1本の履歴を可視化できているため、それら情報を活用し、施主に訴求できる住宅の付加価値化を推進。



出典:伊佐ホームズ株式会社担当者より提供資料(2024.12)

図 トレーサビリティ情報(二次元コード)



(1) 取組の背景

農林水産省、環境省と大成建設グループ4社で「建築物木材利用促進協定」を締結。本協定の締結は、大成建設グループの長期環境目標「TAISEI Green Target 2050」で掲げる「森林資源・森林環境の課題解決」に向けた取組の一環。

(2) 取組の内容

ア. 適切な木材調達を行うための実態把握調査実施

適切な木材調達を行うため、木材製品を取り扱う取引先を対象として、木材調達に関する実態調査をアンケート形式で実施(例年60社程度対象)。対象は木の仕上げ材および型枠材の業者。国産材の使用状況も確認。アンケート結果を受けて取引先を訪問し、取組状況をヒアリング。また事業主等との意見交換も実施。

イ. 地域産木材の活用

施主から地元貢献できる建築物にしたいとの希望があった物件について、自治体・発注者・施工会社・森林事業者が連携して、建築物への地域材の利用と伐採後の再造林への関与を実現。

(3) 今後の取組

令和6(2024)年12月に発表した木質建築の「分類表」と「コンセプトモデル」を活用し、カーボンニュートラルの達成と同時にウェルビーイングの向上を実現させる木質建築を提供することで、木質建築物に付加価値をもたらすとともに、将来にわたり持続可能な建築を実現。

継続して木材調達に関する実態把握と必要に応じた対策を講じ、持続可能な木材調達を実現。

施主が木材供給地と連携して森づくりにも携わる取組は、希望する施主と協同して展開。



(1) 取組の背景

昭和46(1971)年から「設計に緑を」という標語を掲げ、環境への取組を長年にわたって継続。調達方針でも、活動指針として環境保全や地域の発展に寄与する材料や工法の選定に配慮することを定めており、取引先ガイドラインにおいても同様の事項を取引先に対しても理解・賛同を要請。

(2) 取組の内容

業界に先駆けて、TNFD最終提言v1.0に基づく自然情報開示レポートを令和6(2024)年に発行。本レポートでは、TNFDの推奨するLEAPアプローチに沿って、事業規模や自然への影響の大きさ、また自社にとっての重要性、近年の社会的な規制の状況等を勘案し、建設工事(新設・解体)を対象に分析を行い、木材調達への取組を記載(以下、一部抜粋)。また、令和2(2020)年から生物多様性についても重点課題として取り組み、自社敷地が自然共生サイトとして2件認定。

ア. TNFD(LEAPアプローチ)によって明らかになったリスクと機会

同社事業における生物多様性に配慮した取組が、自然関連の事業機会も拡大させる関係にあることを示唆。

イ. アに対する具体的な対処事例を掲載

各事例について、概要説明や参考写真・図とともに、取組種別、関連する自然領域、自然に対する影響への対処方法の類型等を整理して掲載(以下、関連する自然領域「森林」について一部抜粋)。

- ◆ 都市木造を中心とした中高層木造建築や木質化を実現する様々な技術/構造用木材の供給に関する課題の把握
- ◆ 生物多様性保全の実践・検証及び人材育成の取組

(3) 今後の取組

「竹中グループ環境戦略2050」において、脱炭素、資源循環、自然共生を統合的に推進し、環境に貢献することを令和32(2050)年のゴールとして設定。これら環境戦略を着実に推進しながらTNFDやTCFD(気候変動関連)等の情報開示への迅速な対応を継続。



(1) 取組の背景

三井不動産グループとして環境方針、生物多様性方針、脱炭素方針を掲げ、「緑を守り育む」「水の魅力を活かす」「生態系を豊かにする」「地域の想いをつなぐ」「自然資源を循環させる」を重点課題とした街づくりにおける環境共生宣言「&EARTH for Nature」を令和7(2025)年4月に策定。北海道に約5,000haのグループ保有林を保有し、SGEC認証を取得した森林で「植える・育てる・使う・再び植える」の循環を実践。自社の街づくりと森林資源の再生を両輪とした事業を展開。

(2) 取組の内容

木造オフィスや木造賃貸住宅の開発を進め、建築物の設計指針において環境方針を反映。構造材として活用可能なグループ保有林材の一部活用とともに、外部調達材は原則として森林認証材(FSC等)を基本とし、ゼネコン発注時にも認証材利用を依頼。CDPフォレストの情報開示にも対応し、調達方針を国際基準に合わせて運用。木造賃貸マンションブランド「MOCXION」や、地上18階・高さ84mの木造賃貸オフィスビル「日本橋本町三井ビルディング&forest」など、大規模木造建築を含む木材活用プロジェクトを推進。

ア. グループ保有林材やグループ内の知見活用

日本橋本町三井ビルディング&forestでは必要木材量約1,100m³のうち約1割をグループ保有林材を活用する他、三井不動産グループの住宅部門である三井ホーム株式会社では、木材利用の社会的意義を分かりやすく伝えるため、個別物件での木材使用量に伴う炭素貯蔵量を可視化し、スギの木の本数換算などで説明する取組を展開。これらグループ内の知見が、三井不動産グループの街づくりにおける木材利用の価値訴求にも貢献。

イ. 木材利用に関する情報収集の強化

街づくりにおける環境との共生宣言の取り組みとして「年間植樹本数」「緑化面積」を対外的に示す計画を進め、木材利用と森林循環を結びつけた情報伝達を強化。

(3) 今後の取組

北海道のグループ保有林管理や下川町との協働、道内団体との建築木材利用促進協定で培った森林循環の実践経験を生かし、街づくりと森林再生を結びつけた持続可能な木造建築モデルの確立を目指す。



(1) 取組の背景

保険事業に加えてグループ全体で気候変動リスクやサステナビリティ関連のコンサルティング業務を担う体制を構築。調達方針については、東京海上ホールディングスとして責任ある調達に関するガイドライン(環境・人権・労働慣行等を含む)を策定。令和2(2020)年以降は、サステナビリティレポートやClimate & Nature Report 2025などを継続的に公表し、ESG情報開示の透明性を高める取り組みを強化。これまで国内拠点における国産材活用の木質化実績を重ねてきた経験を踏まえ、地上20階・高さ約100mの世界最大規模となる「木の本店ビル」建設を契機とし、建築物における持続可能な木材利用を推進。

(2) 取組の内容

木の本店ビルの建設では、建物コンセプトを「循環」とし、建設に使用する木材の山地での森林整備と連動した施策を展開。令和7(2025)年10月には、長野県の「森林(もり)の里親促進事業」に基づき佐久穂町と協定を締結し、同町有林にて植林活動を実施。また、構造部材には国産木材を活用し、森林認証(SGEC等)を取得した国産材を積極的に用いるよう努め、持続可能性に配慮した建築として計画を推進。これまでの木質化プロジェクトで得られた知見を活かし、設計者・施工会社との連携により材料選定を進める体制を構築。

ア. 認証材の活用

木の本店ビルの建設にあたっては、約7,500m³規模の木材利用を計画し、柱材約4,600m³、床材約1,200m³を含む大規模な構造部材の木材活用を想定。それらについて森林認証材を中心に採用する方針を掲げ、合法性および再造林に関する情報を収集しながら調達を進める体制を強化。

イ. トレーサビリティの強化

- ◆ 集成材・合板では産地情報が不透明になりやすい課題を踏まえ、特に注意して木材の調達元を選定。
- ◆ サステナビリティレポート等の对外発信を通じ、木材利用を含む自然関連情報の透明性を高める取組を継続。

4. 今後の取組

木の本店ビルでの認証材活用および植林活動を通じて得られた知見を活かし、木材利用が森林資源循環や地域貢献につながることを社会へ発信することを通じて、循環型社会の実現を見据えた木材利用を一層促進。



(1) 取組の背景

三菱地所グループとして環境基本方針を掲げ、都市開発・住宅開発を通じた環境負荷低減を推進。2023年にはWWFジャパンの支援を受け「木材調達ガイドライン」を策定し、三菱地所グループの木材直接調達における森林破壊ゼロ・土地転換ゼロ・高保全価値森林(HCV)保全等を掲げるとともに、2030年度までに国産材を含む違法伐採リスクが低い国で生産される木材のみを調達。またPreferred by Natureの国別リスク評価等を活用し、輸入材のリスク管理を強化。

(2) 取組の内容

三菱地所株式会社では、非住宅・中高層木造建築事業に継続的に取り組み、型枠材の合法性確認や認証材利用の拡大を検討。住宅分野を担う三菱地所レジデンス株式会社では、独自のプロジェクトにより認証材型枠合板を用いたマンション開発を推進し、トレーサビリティ認証スキームを構築。2024年には施工会社・型枠工務店・木材卸会社等による勉強会を立ち上げ、業界全体での合法性確保と認証材利用促進に貢献。

ア. 社有木材・地域材およびグループ知見の活用

三菱地所レジデンス株式会社では、「木の守プロジェクト」を通じてFSC認証材型枠合板を用いたマンション開発を推進し、型枠用合板のトレーサビリティ認証スキームを構築。さらに、第一種木材事業者からの直接調達により、西川材・大館材・津久井産材など原産地が明確な国産材を活用し、再造林の確認を行う体制を整備。これらの取組が評価され、グッドデザイン賞やウッドデザイン賞を受賞するなど、ブランド価値向上と業界横断的な連携強化に寄与。

イ. 木材調達に関する情報収集の強化

三菱地所レジデンスが構築した型枠用合板のトレーサビリティ認証スキームを、三菱地所本体および他企業へ横展開し、木材調達の透明性向上を推進。発足した「型枠用合板のトレーサビリティ普及促進協議会」は約50社に拡大し、施工会社・型枠工務店・木材商社・木材卸業者・デベロッパー等が参加する業界横断の協働体制に成長。合法性確認の精度向上や認証材利用の促進に向け、実践知を共有しながら建設現場における追跡管理の標準化を推進。

(3) 今後の取組

CLTを活用した中高層・非住宅建築の普及に向けた制度整備への参画、地域材活用や横連携の拡大を通じ、持続可能な木材利用を推進するとともに、グループとして森林資源への正の環境を生み出す街づくりを目指す。



(1) 取組の背景

47都道府県の木材産業団体および合板・集成材等の団体を会員とする全国組織として、表彰・広報、木材利用関係補助事業、外国人研修・試験事業等を実施。平成17(2005)年のグリーン購入法対応以降、合法木材ガイドラインの普及に約20年取り組み、国産材の適正流通を支援。近年は、改正クリーンウッド法の施行をきっかけに、合法性に加えて森林認証・再造林・天然更新といった持続可能性に関する情報も求められるようになり、全木連としても、既存の合法木材制度を基盤に、より確実かつわかりやすい情報伝達体制へと発展させる取組を推進。

(2) 取組の内容

ア. 合法性・持続可能性を踏まえた情報発信の強化

- ◆ 従来の「合法木材制度」は林野庁ガイドラインに基づく認定制度である一方、改正クリーンウッド法では、第1種木材関連事業者に合法性確認が義務付け。両制度が併存する中、納品書に①ガイドラインに基づく合法木材である旨の表示と、②クリーンウッド法に基づき合法性確認を行った旨の表示を併記する方式を推奨。
- ◆ 森林経営計画制度下で生産される国産材は、再造林や天然更新を前提とした森林管理の仕組みの中で生産されていることを事業者研修等で説明。また既存の合法木材制度における合法性を出発点として持続可能性を位置づける考え方を共有。

イ. 持続可能性への配慮にかかる課題への理解促進

- ◆ FM 認証の取得・維持には高額な審査費用が発生し、プレミアム価格がつかないため普及しにくい構造を把握。
- ◆ 中小・零細事業者では森林認証材の分別管理(CoC認証に基づく管理)や、改正クリーンウッド法における合法性確認木材とその他材の区分管理が負担となり、現状では持続可能性情報の確認が困難なケースも存在。
→実態を踏まえて、業界内で課題認識を共有、および制度運用上の課題に関して行政に政策的支援の必要性を提起。

(3) 今後の取組

既存の合法木材制度を基盤としつつ、川下における需要喚起の強化や原木市場・製材工場等における受入条件の明確化による川上への波及効果を踏まえた業界内での取組を促進。また、こうした木材の生産・流通の仕組みと制度的仕組みを組み合わせ、持続可能性に配慮した木材流通の確保に向けた提言を進めることで、国産材利用の拡大と森林資源の健全な循環につなげていく。



(1) 取組の背景

母体であるCDPは、平成12(2000)年に企業や都市の環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営する非営利団体として、英国で発足。令和5(2023)年には、23,000社以上の企業がCDPを通じて環境情報を開示しており、世界的な企業価値を測る重要な指標の一つ。日本においては、同年約2,000社の企業がCDPを通じて環境情報を開示。令和6(2024)年には、情報開示の3つのテーマ(気候変動、水資源、フォレスト(森林))を1つに統合するとともに、中小企業向けの簡易版を追加。

(2) 取組の内容

CDPの主な活動は以下のとおり。

- ◆ 企業への情報開示要請: 毎年、主要企業に対して気候変動、水資源、森林に関する質問書を送付
- ◆ 情報分析と評価: 回答内容を分析し、企業の取り組みを評価してスコアリング
- ◆ 情報公開: 回答された質問表は基本的に公開され、評価結果も世界に公表
- ◆ 投資家への情報提供: 収集した環境情報を投資家に提供し、ESG投資の判断材料として活用

令和5(2023)年までの日本のCDPフォレストの回答状況 ※令和6年度以降、質問内容に変更あり

- ◆ 対象: 森林リスク・コモディティとされる7つの農林畜産物類(畜牛品、パーム油、大豆、木材、天然ゴム、カカオ、コーヒー、(以下、「森林コモディティ」という。))に関連する事業を行う企業
- ◆ 回答: 105社(271社中/回答率39%)
- ◆ 質問書概要: 森林減少の主な要因とされる森林コモディティ関連企業の取組を把握し、回答を通じて改善を支援
- ◆ Aリスト(ベストプラクティスと認定)企業数: 7社(国別Aリスト企業数として世界最多)※

※ 水資源も日本が最多

(3) 今後の取組

CDPフォレストは他テーマ同様、環境問題の1つとして統合されたため、新しい情報開示方法の普及・啓発



(1) 取組の背景

母体であるTNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)は、企業や金融機関が自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を評価・開示するための枠組みを構築する国際的な組織であり、平成31(2019)年1月の世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)において提起され、令和3(2021)年6月に正式に発足。令和5(2023)年9月に、情報開示のフレームワークの最終提言が公表。最終提言を踏まえ、令和6(2024)年1月までにその開示を宣言した企業は「TNFD Early Adopter」と呼ばれ、全世界で約320社あるが、そのうち80社を占める日本は国別で世界最多。

(2) 取組の内容

企業や金融機関等がTNFDに沿った情報開示を実施することにより、事業活動による自然資本等への関わりやリスクを認識し、科学に基づく目標設定を行うことで、地球規模でのネイチャーポジティブを推進。

TNFDフレームワークでは、「ガバナンス」「戦略」「リスクとインパクト管理」「測定指標とターゲット」の4つの柱に基づいて情報開示。森林関連で想定される該当内容は以下のとおり。

ア. ガバナンス

- ◆ 経営陣による意思決定体制の構築(森林資源への依存や影響、リスクと機会に関する監督責任を明確化)
- ◆ 国際認証などを通じて、森林管理者や地域社会と連携し、持続可能な管理を推進

イ. 戦略

- ◆ 短期・中期・長期計画を策定(森林伐採や再植林の影響を考慮し、事業戦略に統合)
- ◆ バリューチェーン全体の考慮(上流(森林伐採)から下流(製品利用)まで、生態系への影響を明示)

ウ. リスクとインパクト管理

- ◆ リスク・機会の特定と優先順位付け(森林伐採による生態系破壊などのリスクを評価し、優先的に対応)
- ◆ バリューチェーン全体での評価(森林管理が直接的および間接的に与える影響(木材流通等))を分析し、管理プロセス(継続的なモニタリングと改善策の実施)を構築

エ. 測定指標とターゲット | 森林面積、生態系サービスへの依存度、炭素吸収量等

- ◆ 指標設定(森林面積の変化、生物多様性指標、炭素吸収量などを測定)
- ◆ 国際認証との整合性提示(国際認証基準を活用し、自然関連データを体系的に収集・開示)